

梅香苑デイサービスセンター料金表

《通常規模型通所介護》

令和3年8月1日～

①基本サービス費

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日額	581	686	792	897	1,003

②1.全員に算定する加算

加算名	日額	月額	算定要件
※個別機能訓練加算Ⅰ1	56		個別計画による機能訓練の実施
※個別機能訓練加算Ⅰ2	85		サービス提供時間帯を通して理学療法士を1名以上配置
個別機能訓練加算Ⅱ		20	個別機能計画を厚生労働省に提出し実施活用する
科学的介護推進加算		40	利用者の介護に関する状況を厚生労働省に提出
サービス提供体制加算Ⅲ	6		介護職員のうち介護福祉士の割合が40%以上

※個別機能訓練加算はその日の職員配置によりどちらか1つを算定

②2.全員に算定する加算

加算名	内容	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の5.9%	介護職員への処遇改善の取り組み等を実施
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の1.0%	
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	令和3年9月30日まで上乗せ

③個別に算定する加算

加算名	日額	算定要件
入浴介助加算Ⅰ	40	入浴介助を行った場合
送迎減算（片道）	△47	事業所が送迎を行わない場合
送迎減算（往復）	△94	

※1単位10円で計算

※上記金額は、負担割合1割で計算しています。

④保険外の費用（1日あたり）

食費（昼食）	420円	昼食代（おやつ代込み）
食費（夕食）	530円	延長サービス利用の場合

梅香苑デイ総合事業料金表

《介護予防・日常生活支援総合事業》

令和3年8月1日～

①基本サービス費

要介護度	単位	算定単位	要件
要支援1	1,672	1月につき	1月の中で4回以上利用
	384	1日につき	1月の中で4回まで
要支援2	3,428	1月につき	1月の中で8回以上利用
	395	1日につき	1月の中で5回から8回まで

②1.全員に算定する加算

加算名	項目	月額	算定要件
運動器機能向上加算		225	利用者の運動器機能向上に係る個別の計画書に基づくサービスを実施
サービス提供体制加算Ⅲ	要支援1	24	介護職員のうち介護福祉士の割合が40%以上
	要支援2	48	
科学的介護推進体制加算		40	利用者の介護に関する状況を厚生労働省に提出

②2.全員に算定する加算

加算名	内容	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の5.9%	介護職員への処遇改善の取り組み等を実施
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の1.0%	
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	令和3年9月30日まで上乗せ

※1単位10円で計算

※上記金額は、負担割合1割で計算しています。

④保険外の費用 (1日あたり)

食費	420円	昼食代 (おやつ代込み)
----	------	--------------